

名張市犯罪被害者等の支援に関する条例の制定について

1. 制定の趣旨及び背景

市民の誰もが予期せぬ犯罪に巻き込まれ、その被害者となる可能性があります。犯罪により被害を受けた方やその家族又は遺族である犯罪被害者等は、生命を奪われる、家族を失う、障害を負わされるなどの直接的な被害だけではなく、周囲の偏見や心無い言動等による心身の不調、経済的な損失等の二次被害にも苦しめられる場合があります。

平成16年12月に「犯罪被害者等基本法」が成立し、犯罪被害者等に関する基本理念や国及び地方公共団体や国民の責務などが定められ、これを踏まえて、地方公共団体は地域の状況に応じた施策を実施することが明文化されました。

加えて、県においても、平成31年3月に犯罪被害者等を支える社会の形成を促進することを目的とした「三重県犯罪被害者等支援条例」が制定され、現在までに県内の市町でも犯罪被害者等の支援に係る条例が制定されているところです。

一方で、本市では令和4年3月に「名張市犯罪被害者等支援金給付要綱」を定め、犯罪行為により死亡した者の遺族又は重傷病若しくは精神疾患を負った者に対し、経済的負担の軽減策とし支援金の給付を行っているほか、名張市地域福祉教育総合支援ネットワーク等により、犯罪被害者等に寄り添った包括的な相談対応及び支援を行ってきました。

これらの状況を踏まえ、本市においても犯罪被害者等支援に関する基本理念等を示すとともに、市の責務並びに市民及び関係機関等の役割を明らかにし、市全体で犯罪被害者等支援を推進し、もって犯罪被害者等を支える社会の実現に寄与するため、「名張市犯罪被害者等の支援に関する条例」を制定しようとするものです。

2. 制定の内容

条例の目的、用語の定義、基本理念、市の責務、市民及び事業者の役割並びに犯罪被害者等の支援等について、以下の内容を定めます。

(1) 目的

犯罪被害者等を支援するための基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等に対する支援に関する基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援を推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の早期回復又は軽減、犯罪被害者等の生活の再建及び犯罪被害者等の二次被害の防止を支援するとともに、犯罪被害者等を支える社会の実現に寄与することを目的とします。

(2) 基本理念

- ア. 犯罪被害者等支援は、全ての犯罪被害者等が個人として尊重され、その名誉及び生活の平穏が害されることのないよう、犯罪被害者等の立場に立って適切に推進されなければならないこととします。
- イ. 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の心身の状況の変化に応じた支援が途切れることなく提供されることを旨として推進されなければならないこととします。
- ウ. 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害又は二次被害の状況及び原因、犯罪被害者等の生活環境その他犯罪被害者等の事情に応じて適切に推進されなければならないこととします。

(3) 市の責務

- ア. 基本理念に基づき、国及び県の施策を踏まえ、犯罪被害者等支援に関する施策を策定し、及び実施するものとします。
- イ. 犯罪被害者等支援施策の策定及び実施に当たっては、関係機関及び民間支援団体その他犯罪被害者等支援に関係する者と相互に連携を図るものとします。

(4) 市民の役割

犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等が孤立することのないように十分配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めるものとします。

(5) 事業者の役割

- ア. 犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、市が実施する犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めるものとします。
- イ. 犯罪被害者等を雇用する事業者は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるよう、その就労及び勤務について、十分に配慮するよう努めるものとします。

(6) 相談及び情報の提供等

- ア. 犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連携調整を図るものとします。
- イ. 相談・情報の提供等を総合的に行うための窓口を設置するものとします。

(7) 経済的負担の支援

犯罪被害者等が犯罪により受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、必要な支援を行うものとします。

(8) 日常生活の支援

犯罪被害者等が早期に平穏な日常生活を営むことができるよう、育児、介護その他の日常生活に必要な支援を行うものとします。

(9) 居住の支援

犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、市営住宅等への入居における必要な支援を行うものとします。

(10) 雇用の支援

犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、事業者が犯罪被害者等の置かれている状況について理解を深め、事業者による犯罪被害者等に配慮した職場環境の整備等が促進されるよう必要な支援を行うものとします。

(11) 民間支援団体に対する支援

民間支援団体に対し、その活動の促進を図るため、犯罪被害者等支援に関する情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとします。

(12) 広報及び啓発

市民、事業者、関係機関等が犯罪被害者等の置かれている状況、犯罪被害者等支援の方法等の犯罪被害者等に関する知識、理解を深めるための広報及び啓発を行うものとします。

(13) 人材育成

犯罪被害者等が必要な支援を受けることができるよう、犯罪被害者等支援を担う人材の養成及び資質の向上のために必要な措置を講ずるものとします。

3. 施行期日

公布の日から施行します。